

監査公表第6号

平成22年3月26日監査公表第6号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があつたので、同項の規定によりこれを公表する。

平成23年2月15日

福島県監査委員 鳴原吉之助
福島県監査委員 宗方保
福島県監査委員 野崎直実
福島県監査委員 高野宏之

22財第1964号
平成22年12月10日

福島県監査委員 鳴原吉之助
福島県監査委員 宗方保
福島県監査委員 野崎直実
福島県監査委員 高野宏之
様

福島県知事 佐藤 雄平 団

財政的援助等監査に係る措置状況について（通知）

平成22年3月9日付け22福監第298号で報告がありましたることについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

財政的援助等監査に係る措置状況について

1 監査対象法人等

公立大学法人福島県立医科大学

2 所管部局

総務部

3 指摘・検討 事項及び措置の状況について

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」</p> <p>支払事務において内部牽制が機能していない。</p> <p>「事実」</p> <p>株式会社甲と契約締結した病院棟附属施設等整備（建築）工事において、公立大学法人福島県立医科大学契約細則が準用する福島県工事請負契約約款に定める時期を遅延して前払金を支払っている。</p> <p>また、同社からの請求がなく、かつ、出来高確認をしていないにもかかわらず部分払をしている。</p> <p>さらに、誤払いした部分払金の返還が未了であるにもかかわらず、当該部分払金を含む前金払以外の工事残金額について、第三者に債権譲渡することを承諾している。</p> <p>1 請負契約</p> <p> 締結日 平成20年8月5日</p> <p> 請負金額 130,961,250円</p> <p>2 前金払</p> <p> 支払額 52,380,000円</p> <p> 請求日 平成20年8月6日</p> <p> 支払期限 請求を受けた日から 14日以内</p> <p> 支払日 平成20年9月30日</p>	<p>工事等の支払事務に関して、契約事務担当課においては法人の各種規程、工事請負契約の約定事項及び契約の支払方法等に沿って適切な事務が履行できるよう、担当者、確認者及び承認者により相互に十分なチェックを行うこととしました。</p> <p>また、支払処理担当部門においては従来の支払金額等の確認内容に加え、契約書の約定事項及び支払時期等についても確認等を行うこととしました。</p> <p>さらに、部分払を財務会計システム上で自動的に選択出来ないようにシステム処理を修正するとともに、入札、契約、支払等の事務を適切に執行するための事務マニュアル及びチェックリストを新たに作成することとし、内部牽制機能が確保される体制を執ってまいります。</p>

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>3 部分払</p> <p>支払額 39,290,000円</p> <p>正当支払額 0円</p> <p>支払日 平成21年1月30日</p> <p>返還日 平成21年3月25日</p> <p>4 債権譲渡</p> <p>承諾日 平成21年3月16日</p> <p>譲渡日 平成21年3月17日</p> <p>譲渡額 78,581,250円</p>	
<p>「是正、留意・改善の意見」</p> <p>支払事務に当たっては、関係部所間で十分なチェックを行い、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	